

私たちの日常の消費生活は、数々の契約や取引によって成り立っています。

私たちは日頃、スーパーやコンビニ、デパート、通信販売などを通じて様々な商品やサービスを購入していますが、その過程で意識するしないにかかわらず、「契約」や「取引」を行っているのです。

上手に取引するには、自分にとって本当に必要なものか、一時的に欲しいと思ったものか、少し先の自分を想像して判断することが大切です。実際に購入する時には、流行やテレビCM・広告の情報だけでなく、自ら商品について十分に調べ、価格、品質なども比較して選ぶようにしましょう。

また、契約の意味や基本的なルールをよく理解することが重要です。日頃から契約に関する文書にはよく目を通すと共に、わからないことは積極的に人に聞いて、よく考えて契約する習慣を身につけましょう。

しかし、どんなに注意していてもトラブルに会うことはあります。契約や取引の上で困ったことがあれば、一人で悩まず、できるだけ早い段階で最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

Ⅱ 契

2nd Lesson
Contract & Dealings

約



取

引



1 契約の基本

あなたは最近、どのような契約をしましたか？「契約などしたことがない」、「契約などはアパートを借りる時以来していない」、と思われるかもしれませんが、次のことはどうでしょうか？「コンビニで買い物をした」「電車の切符を買った」「デリバリーピザを注文した」、これらは全て「契約」です。私たちは普段の生活のなかで多くの契約をしています。

契約は、売り手と買い手の意思が合意したときに成立します。例えば、ケーキを買いに行き「ショートケーキ6個ください」と申し込みし、店員が「かしこまりました」と言った時です。

また、契約書があるときだけが契約ではありません。口約束でも契約は成立しています。

契約が成立すると、契約に基づいた権利・義務が生じるため、互いに約束したことを守る義務があります。有効に成立した契約は、勝手にやめることはできません。*

*有効に成立した契約を勝手にやめると、「違約金」や「損害賠償」などが発生します。



2 契約者が未成年者の場合

中高生のような20歳未満の未成年者が契約を行う場合には、法定代理人（親など）の同意が必要です。同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。契約を取り消すと、商品を使用した場合にもその状態で返品でき、代金は全額返金されます。

ただし、次のような場合には、契約を取り消すことができません。

- ①小遣いの範囲内で行った契約
- ②結婚している未成年者が行った契約
- ③未成年者が、「20歳以上である」「親の同意を得ている」などと偽った場合
- ④営業している未成年者が、その営業に関して行った契約
- ⑤成人してから契約を追認した場合

未成年者が親の印鑑を勝手に持ち出して「同意書」を作成したり、「20歳以上である」とうそをついたりした場合はどうでしょうか。相手をだまして契約をしたような場合には、契約の取り消しはできません。ただし、事業者に向うそを書くようにそそのかされた場合には取り消しできます。

